

## 「川越市公共施設等総合管理計画（原案）」の意見公募手続の結果について

### 1 意見公募手続の概要

- (1) 募集期間 平成 28 年 4 月 11 日（月）～平成 28 年 5 月 10 日（火）
- (2) 募集対象
  - ① 市内に住所を有する者
  - ② 市内の事業所等に勤務する者
  - ③ 市内の学校に在学する者
  - ④ その他この案に関し利害関係を有する者
- (3) 閲覧場所
  - ① 社会資本マネジメント課、各市民センター、南連絡所、本川越駅証明センター、各公民館、各図書館
  - ② 市ホームページからの閲覧
- (4) 意見提出方法
  - ① 直接持参
  - ② 郵送
  - ③ ファックス
  - ④ 市ホームページからの電子申請

### 2 意見公募手続の結果

- (1) 意見提出者 2 名
- (2) 意見件数 7 件（うち意見反映 1 件）

### 3 意見の概要と市の考え方

提出された意見とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No	意見の概要	市の考え方
1	産業観光館は、観光案内のほか、観光客と市民との交流拠点としても設置されている。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します（P46）。 「 <u>産業観光館（小江戸蔵里）は、市民と観光客との交流や地域の活性化を図るとともに、本市の物産などを楽しんでいただくことを目的として設置した施設で、</u> 」

No	意見の概要	市の考え方
2	産業観光館の指定管理者による運営は廃止すべきである。	施設の置かれた状況を十分に考慮し、適切な施設運営を行ってまいります。
3	本川越駅観光案内所は、産業観光館まで徒歩数分であり、機能を産業観光館に集約し、本川越駅観光案内所を廃止すべきである。	鉄道を利用した観光客に対し、多様な観光情報を提供するため、本川越駅の観光案内所につきましては、このまま機能を維持してまいります。また、観光客のニーズに対応できるよう、利便性の向上を図ってまいります。
4	旧市民会館や旧市立診療所の建築物の解体を早期実施すべきである。	マネジメントに関する基本方針では、利用する見込みのない公共施設は解体撤去することとしております。
5	本庁舎について、早期に川越駅西口市有地に移転・建築すべきである。	本庁舎につきましては、平成27年度に耐震化を完了したところであり、庁舎のあり方や整備につきましては今後検討を進めてまいります。

<その他の意見>

- ・琵琶橋は交通事故が多発しており、早期に対策をしてほしい。
- ・ウェスタ川越のトイレの個室に便座を消毒するものを取り付けてほしい。